

令和6(2024)年3月5日

栃木県環境審議会 会長 山田 洋一 様

栃木県環境審議会気候変動部会

部会長 横尾 昇剛

委員 江連 比出市

委員 小菅 美智子

委員 山田 洋一

専門委員 花崎 直太

専門委員 中祖 光隆

専門委員 根本 泰行

栃木県環境審議会気候変動部会に付議された審議事項について（報告）

令和5(2023)年3月20日付で環境審議会から当部会に付議された審議事項について、慎重に調査審議した結果を下記のとおり報告します。

記

1 付議事項

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する県基準の策定について

2 調査審議経過等

別添のとおり

3 調査審議結果

別添のとおり

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく
促進区域の設定に関する県基準の策定に係る報告書

令和6(2024)年3月5日

栃木県環境審議会 気候変動部会

目 次

1	はじめに	1
2	調査審議	2
	(1) 経過	2
	(2) 基本的な考え方	2
	(3) 県基準（案）の概要	3
3	おわりに	8

1 はじめに

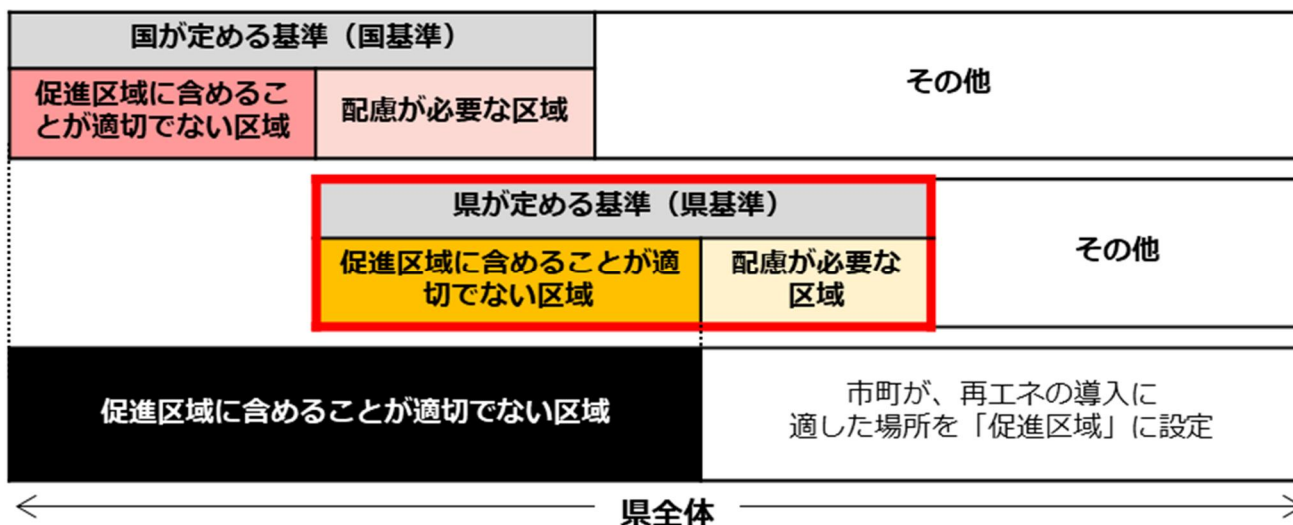
近年、再生可能エネルギーの導入において、景観悪化や騒音等の環境トラブル等が発生している状況を踏まえ、国は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）を改正し、「地域に役立つ再生可能エネルギーの導入により脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業。以下「促進事業」という。）」を推進する制度を創設した。

この制度において市町は、促進事業に関する事項として、促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）、促進区域において整備する施設（地域脱炭素化促進施設）の種類及び規模・設置形態等、施設の整備と併せて実施すべき取組（地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組）などについて、環境保全に係る国・県の基準に基づいて検討し、地域の住民や有識者等で構成される協議会と合意形成し、地球温暖化対策推進法に基づき市町が策定する計画（地方公共団体実行計画）に位置付けて定めるよう努めることとされている。事業者は、市町が定めた内容に即した事業計画を市町に申請し、認定されれば一部の許可手続き等の窓口が市町に一元化され、関係機関との調整事務の負担軽減が見込まれる。以上のことから、促進区域は、あらかじめ合意形成された、再生可能エネルギー事業の実施に適した場所となり、立地を誘導する効果が期待される。

改正地球温暖化対策推進法の施行と同時に、国は基準を策定し、「促進区域に含めることが適切でない区域」や「促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域」という区域分けと、環境保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項を定めた。全国一律の国の基準に対して、県は、地域特性に応じた基準を策定できるとされている。

本制度の運用により、適切に再生可能エネルギーが導入されるよう、地域特有の自然的社会的条件を考慮し、県の基準を検討した。

図 国・県が定める基準と市町による促進区域の設定のイメージ



2 調査審議

(1) 経過

令和5（2023）年	3月20日	栃木県環境審議会（諮問） ・ 県から地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する県基準について諮問 ・ 諮問内容について気候変動部会に付議
	4月19日	栃木県環境審議会第1回気候変動部会（審議） ・ 県基準の基本的な考え方について議論
	6月22日	栃木県環境審議会第2回気候変動部会（審議） ・ 県基準案について議論
	7月21日	第1回パブリック・コメント 意見募集開始
	8月7日	栃木県環境審議会（中間報告）
	8月21日	第1回パブリック・コメント 意見募集終了 ・ 提出された意見の数23件（3個人及び2団体）
	9月4日	栃木県環境審議会第3回気候変動部会（審議） ・ 県基準案について議論
	11月15日	栃木県環境審議会第4回気候変動部会（審議） ・ 県基準案について議論
	12月13日	第2回パブリック・コメント 意見募集開始
令和6（2024）年	1月15日	第2回パブリック・コメント 意見募集終了
	2月1日	栃木県環境審議会第5回気候変動部会（審議） ・ 県基準案及び報告書案について議論
	3月5日	栃木県環境審議会（報告）

(2) 基本的な考え方

県基準を策定するに当たって、基本的な考え方は次のとおりとした。

ア 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類

ポテンシャルが高く、市町において導入を促進する意向がある施設の種別を対象とする。

イ 区域分け

太陽光発電施設については、「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」に定める「立地を避けるべきエリア」と「慎重な検討を要するエリア」の考え方に基づいて定める。

ウ 環境配慮事項

県独自の規制や県の特色を踏まえ、再生可能エネルギーの導入促進と環境保全が両立されるよう設定する。

エ 適用除外

施設の設置形態、設置場所などに応じて、県の区域分けや環境配慮事項の一部または全部を適用しない。

また、令和5(2023)年3月に策定した、再生可能エネルギーの最大限導入を目指す「とちぎ再生可能エネルギーMAXプロジェクトアクションプラン」における導入目標には、地域活用型の再生可能エネルギーとして促進事業による導入量も見込んでいることを踏まえ、県の導入目標と整合がとれるよう再生可能エネルギーの導入の規制と推進のバランスを考慮した。

このほか、令和6(2024)年2月時点で、促進区域の設定に関する基準を19府県が策定しており、他府県の基準の内容を参照した。

これについて令和5(2023)年7月21日から同年8月21日まで第1回パブリック・コメントを実施し、同年8月7日に環境審議会に中間報告し、寄せられた意見を踏まえて検討した後、同年12月13日から令和6(2024)年1月15日まで第2回パブリック・コメントを実施した。

(3) 県基準(案)の概要

(2)の考え方を踏まえ、県基準(案)を別添のとおりとする。概要は次のとおりとなる。

ア 県基準の対象

市町からの要望や県内におけるポテンシャル等を踏まえ、対象とする施設の種類の、太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス発電施設とし、全ての規模の施設を対象とすることが適当である。

ただし、既存の建築物の屋根、壁面等に設置する太陽光発電施設には県基準を適用しないことが適当である。記載に当たっては、県基準は適用されないが、国の基準は適用されるものと、伝わりやすく表現することが望ましい。

なお、他府県の基準では、全19府県が太陽光発電施設を対象としており、太陽光以外にも対象としているのは13府県となっている。

3 対象

(1) 地域脱炭素化促進施設の種類の種類

- ・ 太陽光を電気に変換するもの(以下「太陽光発電施設」という。)
- ・ 風力を電気に変換するもの(以下「風力発電施設」という。)
- ・ 水力を電気に変換するもの(以下「水力発電施設」という。)
- ・ 地熱を電気に変換するもの(以下「地熱発電施設」という。)
- ・ バイオマスを電気に変換するもの(以下「バイオマス発電施設」という。)

(2) 規模・設置形態等

全ての規模の施設を対象とします。

ただし、既存の建築物の屋根、壁面等に設置する太陽光発電施設には県基準の区域分けや環境配慮事項を適用しません。国の基準のみが適用されます。

イ 区域分け

太陽光・バイオマス発電施設は、資源が県内全域にあり、国基準の対象とならない範囲が広いこと、また、「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」を準用し、県独自の「促進区域に含める事が適切でない区域」「促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域」を定めることが適当である。このほか、パブリック・コメントの結果を踏まえて、生息地等保護区の監視区域を太陽光発電施設及びバイオマス発電施設を対象とする「促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域」とすることが適当である。

風力・水力・地熱発電施設は、資源が一部の地域に偏り、多くは国基準の対象となるため、国の区域分けどおりとすることが適当である。

1 促進区域に含めることが適切でない区域

太陽光発電施設及びバイオマス発電施設については表2-1のとおりとします。風力発電施設、水力発電施設及び地熱発電施設については、県の区域分けは定めず、表2-2に示す国の区域分けが適用されるものとします。

- ・表2-1に示す区域：県立自然公園条例に基づく第1種特別地域
ほか19法令・条例等
- ・表2-2に示す区域：自然公園法に基づく特別保護地区
ほか3法令

2 促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域

市町は、次の表2-3に掲げる区域を、太陽光発電施設またはバイオマス発電施設に関する促進区域に設定しようとする場合は、当該促進区域内での促進事業の実施が、同表第2欄の指定の目的達成に支障を及ぼすおそれがないよう検討して設定する必要があります。風力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設については、県の区域分けは定めず、表2-4に示す国の区域分けが適用されるものとします。

検討に当たっては、第3章に示す環境配慮事項を考慮してください。

- ・表2-3に示す区域：鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区（特別保護区以外）
ほか4法令等
- ・表2-4に示す区域：自然公園法に基づく第2種特別地域
ほか4法令

ウ 環境配慮事項

市町が促進区域を設定するに当たり環境保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項として、施設の種類ごとの環境へのリスクや市町及び関係法令の所管課の意見を踏まえて定めることが適当である。このほか、他府県の基準を参照し、環境審議会への中間報告及びパブリック・コメントで得られた意見を踏まえて作成することが適当である。

記載に当たっては、「収集すべき情報」やその「収集方法」を明らかにし、適切に情報収集した上で環境に配慮できるように記載することが望ましい。

表3-1 太陽光発電施設を対象とする環境配慮事項（抜粋）

収集すべき情報	収集方法	「区域設定」に当たっての留意事項 「事業計画認定」に当たっての留意事項
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響に関する事項		
<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護区〔鳥獣保護法〕 生息地等保護区〔種の保存法〕 	<ul style="list-style-type: none"> 栃木県 HP「鳥獣保護区等位置図」 EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護区（特別保護地区以外）又は生息地等保護区の監視地区を含む場合は、県自然環境課と調整し、必要最小限とすること 発電施設設置場所が鳥獣保護区若しくは生息地等保護区を含む又は隣接する場合、事業に先立ち、注目すべき種の生息情報を調査し、保全のために必要な措置を講じること

表3-2 風力発電施設を対象とする環境配慮事項（抜粋）

収集すべき情報	収集方法	「区域設定」に当たっての留意事項 「事業計画認定」に当たっての留意事項
風車の影による影響に関する事項		
<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設（学校・病院等）の分布状況 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 市町の関係部局が有する情報 	<ul style="list-style-type: none"> 「シャドローリッシャー」の影の明暗が住民に不快感を与えないよう検討し、必要に応じて対策を講じること

表3-3 水力発電施設を対象とする環境配慮事項（抜粋）

収集すべき情報	収集方法	「区域設定」に当たっての留意事項 「事業計画認定」に当たっての留意事項
水の濁りによる影響に関する事項		
<ul style="list-style-type: none"> 周辺水域の漁業権の設定状況 	<ul style="list-style-type: none"> 漁業権免許一覧 	<ul style="list-style-type: none"> 発電施設の排水先周辺の下流部に漁業権が設定された水面がある場合は、漁業権を有する漁業協同組合（連合会）と調整し、必要な対策を講じること

表3-4 地熱発電施設を対象とする環境配慮事項（抜粋）

収集すべき情報	収集方法	「区域設定」に当たっての留意事項 「事業計画認定」に当たっての留意事項
硫化水素に関する事項		
<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設（学校・病院等）の分布状況 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 市町の関係部局が有する情報 	<ul style="list-style-type: none"> 発電施設等による生活環境への影響を予測し、住宅地から極力離れた場所に発電施設を設置すること 探査に係る掘削や発電施設等から発生する硫化水素、蒸気及びその他のガスによる生活環境への影響を検討し、必要に応じて回避または極力低減するよう対策を講じること

表3-5 バイオマス発電施設を対象とする環境配慮事項（抜粋）

収集すべき情報	収集方法	「区域設定」に当たっての留意事項 「事業計画認定」に当たっての留意事項
悪臭による影響に関する事項		
<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設（学校・病院等）の分布状況 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 市町の関係部局が有する情報 	<ul style="list-style-type: none"> 原料の収集運搬時や受入れ施設から悪臭がもれ、住民等に不快感を与えることがないか検討し、必要に応じて対策を講じること 発電施設やバイオマス燃料の保管場所からの臭気が近隣住民の生活に支障を及ぼさないよう検討し、必要に応じて対策を講じること

エ 適用除外

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づき市町が「施設設備計画」を作成済み若しくは作成予定の再生可能エネルギー事業については、農地法に基づく区域分け及び環境配慮事項を適用しないことが適当である。

また、市町の条例又は規則により、再生可能エネルギー発電施設の設置を許可制にする又は禁止する等、地域の実情に応じた独自のルールが設けられている区域については、県基準を適用しないことが適当である。

このほか、「適用除外」とは、「県基準の区域分けを適用しない」または「県基準の環境配慮事項の考慮を要しない」ことであると、伝わりやすく表現することが望ましい。

第2章 区域分け

3 適用除外

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づき設備整備計画を作成済み若しくは作成予定の再生可能エネルギー事業については、農地法に基づく区域分け（甲種農地を除く。）を適用しません。

また、市町の条例又は規則により再生可能エネルギー発電施設の設置に係る区域が定められている場合、当該区域については「促進区域に含めることが適切でない区域」を適用しません。

(※)

※ 県の基準が適用されない場合でも、国の基準は適用されます。

第3章 環境配慮事項

2 適用除外

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づき設備整備計画を作成済み若しくは作成予定の再生可能エネルギー事業については、第2、3種農地に関する環境配慮事項の考慮は要しません。(※)

※ 県の基準が適用されない場合でも、国の基準は適用されます。

オ その他

促進事業の制度について理解を促すため、当該制度ができた背景や目的を記載し、併せて、制度に関わる市町、地域住民、事業者それぞれの役割と利点を記載することが望ましい。

第1章 基本的事項

1 趣旨

2050年カーボンニュートラル実現に向けて、再生可能エネルギーの最大限の導入が求められています。地域資源である再生可能エネルギーは、その活用の仕方によって、地域経済の活性化や、地域の防災力の向上など、地域を豊かにしうるものとなる一方で、その導入に当たっては、景観への影響、野生生物・生態系等の自然環境への影響、騒音等の生活環境への影響や土砂災害等といった様々な懸念や問題が生じていることも踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全や、本来想定されている土地利用のあり方、その他の公益への配慮等が必要となっています。

このような背景の下、国は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）を改正（令和4年4月1日施行）し、「地域に役立つ再生可能エネルギーの導入により脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業。以下「促進事業」という。）」を推進する制度を創設しました。

この制度において市町は、促進事業に関する事項として、促進事業の対象となる区域（促進区域）、促進区域において整備する施設（地域脱炭素化促進施設）の種類及び規模・設置形態等、施設の整備と併せて実施すべき取組（地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組）などについて、環境保全に係る国・県の基準に基づいて検討し、地域の住民や有識者等で構成される協議会と合意形成し、地球温暖化対策推進法に基づき市町が策定する計画（地方公共団体実行計画）に位置付けて定めるよう努めることとされています。事業者は、市町が定めた内容に即した事業計画を市町に申請し、認定されれば一部の許可手続き等の窓口が市町に一元化され、関係機関との調整事務の負担軽減が見込まれます。

以上のことから、促進区域は、環境に配慮して検討され、あらかじめ合意形成された、再生可能エネルギー事業の実施に適した場所となり、適切な立地を誘導し、環境破壊を回避する効果が期待されます。

改正地球温暖化対策推進法の施行と同時に、国は基準を策定し、「促進区域に含めることが適切でない区域」や「促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域」という区域分けと、環境保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項を定めました。全国一律の国の基準に対して、県は、地域特性に応じた基準を策定できるとされています。本県としては、地域と調和した再生可能エネルギーの導入を図るため、市町が適切に促進区域を設定できるよう、地域の自然的社会的条件に適した基準（以下「県基準」という。）を定めました。

今回策定する県基準の内容については、今後新しい知見が得られたり、技術が開発されたりした場合には、それらを踏まえて見直しすることが望ましい。

第1章 基本的事項

4 見直し

地球温暖化対策推進法施行規則（平成11年総理府令第31号。以下「省令」という。）第5条の6第5項の規定により、「栃木県気候変動対策推進計画」に併せて、県基準についても所要の改定を行います。

環境配慮事項の表は施設の種類ごとに分かれているため、見出しを設けて利便性を図ることが望ましい。

第3章 環境配慮事項

1 地域脱炭素化促進施設の種類ごとの環境配慮事項

省令第5条の4第2項第2号に規定する「促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項」は、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに、表3-1から表3-5に示します。

表3-1	太陽光発電施設を対象とする環境配慮事項	8~12 ページ
表3-2	風力発電施設を対象とする環境配慮事項	13~17 ページ
表3-3	水力発電施設を対象とする環境配慮事項	18~22 ページ
表3-4	地熱発電施設を対象とする環境配慮事項	23~27 ページ
表3-5	バイオマス発電施設を対象とする環境配慮事項	28~31 ページ

3 おわりに

促進事業に関する制度は、円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域にメリットをもたらす再生可能エネルギー事業の拡大を推進するものである。当部会においては、本制度が適切に運用されるよう、県の自然的社会的条件を踏まえた県基準を策定するため、県内の再生可能エネルギーのポテンシャル、市町・関係法令の所管課・各分野の有識者・県民等の意見、他府県の基準等を踏まえて議論を重ねた結果、本報告を行うものとする。

本制度が市町によって適切に運用され、県内において地域に利益ある再生可能エネルギーの導入が拡大することを希望し、結びとする。